

監査公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年5月7日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

監査結果の措置対象

健康福祉部（こども園）

千郷東こども園、千郷中こども園、千郷西こども園、長篠こども園、鳳来こども園、山吉田こども園、大野こども園

監査結果報告年月日

平成31年3月14日

監査結果に対する措置通知年月日

平成31年4月24日

講じた措置等の内容

【こども園等】

《意見1》

給食の食物アレルギー対策については、市の統一的なマニュアルを各園にしっかりと浸透させるとともに、職員への周知徹底を図り、引き続き事故防止に努められたい。

《措置内容》

アレルギー対応手順書を作成し、園長会を通じて各園への周知を図りました。今後は、アレルギー対応手順書に基づき実施し、事故防止に努めます。

《意見2》

前回指摘した年1回の現品と物品一覧の照合について、各園とも実施していることは確認できたが、不整合のものが見受けられたので、適正な管理をされたい。

《措置内容》

会計課発行の備品リストを元に各園備品と照合を行い、不整合のものについて所管替え、廃棄手続きを行います。